

差別事象検討部会の論点（案）

（１）部会設置の目的

各人権課題毎に人権侵害の事例を公表している「高知県の人権について」を全体的に俯瞰し、県民の皆様に県の取組を知っていただき、人権課題の正しい内容の理解の普及に努めることで、差別事象を減少させ、効果的な啓発につなげる。

（２）現状

今回議論をいただく「高知県の人権について」は、高知県人権尊重の社会づくり条例第２条第２項（※）に規定する人権に関する実態の公表に基づいて平成 12 年から当課の HP で公開しており、人権課題ごとの「現状・課題・相談件数・対応件数・事例と対応・主な取組など」を掲載している。

※高知県人権尊重の社会づくり条例第２条第２項

「知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。」

（３）部会で検討する事項

公表をしている、項目はここ数年変わっておらず、「現状・課題・相談件数・対応件数・事例と対応・主な取組」となっているが、項目及び記載内容、記載方法などについて、より効果的となるよう検討いただきたい。

また、広報としては高知県人権尊重の社会づくり協議会で委員や関係課への配布と HP で公開のみとなっていることについてご意見をいただきたい。